

既存住宅における省エネ改修促進事業交付要綱 新旧対照表
 (令和6年6月改正分)

| 新 | 現行 |
|---|---|
| <p>既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱</p> <p>(制定) 令和4年6月21日付4都環公地温第698号 (改正) 令和4年9月6日付4都環公地温第1386号 (改正) 令和5年1月27日付4都環公地温第2665号 (改正) 令和5年5月19日付5都環公地温第788号 (改正) 令和6年5月17日付6都環公地温第1104号 <u>(改正) 令和6年6月28日付6都環公地温第1866号</u></p> <p>第1条～4条 (現行のとおり)</p> <p>(助成対象経費)</p> <p>第5条 1 (現行のとおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。</p> <p>一 第11条の規定による交付申請 (以下「交付申請」という。) を行うための第7条第1項の規定による事前申込 (以下「事前申込」という。) を公社が受け付けた日より前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。ただし、以下の表に掲げる期間において、契約締結し、又は契約締結及び工事したもの (以下「契約締結等」という。) に係る経費を除く。</p> | <p>既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱</p> <p>(制定) 令和4年6月21日付4都環公地温第698号 (改正) 令和4年9月6日付4都環公地温第1386号 (改正) 令和5年1月27日付4都環公地温第2665号 (改正) 令和5年5月19日付5都環公地温第788号 (改正) 令和6年5月17日付6都環公地温第1104号</p> <p>第1条～4条 (略)</p> <p>(助成対象経費)</p> <p>第5条 1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。</p> <p>一 第11条の規定による交付申請 (以下「交付申請」という。) を行うための第7条第1項の規定による事前申込 (以下「事前申込」という。) を公社が受け付けた日より前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。ただし、以下の表に掲げる期間において、契約締結し、又は契約締結及び工事したもの (以下「契約締結等」という。) に係る経費を除く。</p> |

| |
|-------------------------------|
| 契約締結等をした日 |
| 令和5年4月1日から同年6月30日までの間 |
| <u>令和6年3月30日から同年3月31日までの間</u> |
| 令和6年4月1日から同年6月30日までの間 |

二（現行のとおり）

3（現行のとおり）

第6条（現行のとおり）

（本助成金の事前申込）

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象設備の売買契約又はリース等の契約及びリフォーム瑕疵保険等の契約を締結する前に事前申込書及び見積書を公社に提出し、事前申込を行うものとする。ただし、以下の表に掲げる各期間に契約締結等をし、かつ、各期間に応じて定める日までに事前申込をした場合については、契約締結後の事前申込を認めるものとする。

なお、この場合の助成金の交付に係る規定は、契約締結等をした日に属する年度の助成事業を適用する。

| 契約締結等をした日 | 事前申込の受付期限 | 対象となる事業年度 |
|-------------------------------|------------------|----------------|
| 令和5年4月1日から同年6月30日までの間 | 令和6年9月30日 | 令和5年度事業 |
| <u>令和6年3月30日から同年3月31日までの間</u> | <u>令和7年3月31日</u> | <u>令和5年度事業</u> |
| 令和6年4月1日から同年6月30日までの間 | 令和7年3月31日 | 令和6年度事業 |

| |
|-----------------------|
| 契約締結等をした日 |
| 令和5年4月1日から同年6月30日までの間 |
| 令和6年4月1日から同年6月30日までの間 |

二（略）

3（略）

第6条（略）

（本助成金の事前申込）

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象設備の売買契約又はリース等の契約及びリフォーム瑕疵保険等の契約を締結する前に事前申込書及び見積書を公社に提出し、事前申込を行うものとする。ただし、以下の表に掲げる各期間に契約締結等をし、かつ、各期間に応じて定める日までに事前申込をした場合については、契約締結後の事前申込を認めるものとする。

| 契約締結等をした日 | 事前申込の受付期限 |
|-----------------------|-----------|
| 令和5年4月1日から同年6月30日までの間 | 令和6年9月30日 |
| 令和6年4月1日から同年6月30日までの間 | 令和7年3月31日 |

2～7（現行のとおり）

第8条～36条（現行のとおり）

附 則（令和4年6月21日付4都環公地温第698号）
本交付要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附 則（令和4年9月6日付4都環公地温第1386号）
本交付要綱は、令和4年9月6日から施行する。

附 則（令和5年1月27日付4都環公地温第2665号）

- 1 本交付要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに旧要綱（令和4年6月21日付4都環公地温第698号による制定から令和4年9月6日付4都環公地温第1386号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改 修促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第7条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「旧交付手続等」という。）への既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第5条第2項第一号ウの規定については、旧交付手続等にも適用するものとする。
- 3 旧交付手続等のうち、令和5年1月30日までに申請のあった旧要綱第19条第1項の規定による助成事業の廃止の申請については、前項の規定にかかわらず、本交付要綱の施行日以降は旧要 綱第19条第3項の規定は適用しない。

附 則（令和5年5月19日付5都環公地温第788号）

- 1 本交付要綱は、令和5年5月29日から施行する。ただし、交付申請に係る規定は令和5年6月30日に施行する。

2～7（略）

第8条～36条（略）

附 則（令和4年6月21日付4都環公地温第698号）
本交付要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附 則（令和4年9月6日付4都環公地温第1386号）
本交付要綱は、令和4年9月6日から施行する。

附 則（令和5年1月27日付4都環公地温第2665号）

- 1 本交付要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに旧要綱（令和4年6月21日付4都環公地温第698号による制定から令和4年9月6日付4都環公地温第1386号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改 修促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第7条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「旧交付手続等」という。）への既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第5条第2項第一号ウの規定については、旧交付手続等にも適用するものとする。
- 3 旧交付手続等のうち、令和5年1月30日までに申請のあった旧要綱第19条第1項の規定による助成事業の廃止の申請については、前項の規定にかかわらず、本交付要綱の施行日以降は旧要 綱第19条第3項の規定は適用しない。

附 則（令和5年5月19日付5都環公地温第788号）

- 1 本交付要綱は、令和5年5月29日から施行する。ただし、交付申請に係る規定は令和5年6月30日に施行する。

2 令和5年3月31日までに旧要綱（令和4年6月21日付4都環公地温第698号による制定から令和5年1月27日付都環公地温第2665号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第7条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「旧交付手続等」という。）への既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月17日付6都環公地温第1104号）

- 1 本交付要綱は、令和6年5月17日から施行する。
- 2 令和5年3月31日までに旧要綱（令和4年6月21日付4都環公地温第698号による制定から令和5年1月27日付都環公地温第2665号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第7条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等への既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、令和5年1月27日付都環公地温第2665号により改正した既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱を適用する。
- 3 令和5年4月1日から令和6年3月29日までに令和6年5月17日付6都環公地温第1104号による改正前の既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱第7条に基づいて事前申込をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「令和5年度交付手続等」という。）への既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第7条、第12条第1項及び第25条の2の規定については、令和5年度交付手続等にも適用するものとする。

附 則（令和6年6月28日付6都環公地温第1866号）

本交付要綱は、令和6年6月28日から施行する。

2 令和5年3月31日までに旧要綱（令和4年6月21日付4都環公地温第698号による制定から令和5年1月27日付都環公地温第2665号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第7条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「旧交付手続等」という。）への既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月17日付6都環公地温第1104号）

- 1 本交付要綱は、令和6年5月17日から施行する。
- 2 令和5年3月31日までに旧要綱（令和4年6月21日付4都環公地温第698号による制定から令和5年1月27日付都環公地温第2665号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第7条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等への既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、令和5年1月27日付都環公地温第2665号により改正した既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱を適用する。
- 3 令和5年4月1日から令和6年3月29日までに令和6年5月17日付6都環公地温第1104号による改正前の既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱第7条に基づいて事前申込をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「令和5年度交付手続等」という。）への既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第7条、第12条第1項及び第25条の2の規定については、令和5年度交付手続等にも適用するものとする。

別表第1～3（現行のとおり）

別表第1～3（略）